

# 岐阜県立本巣松陽高等学校いじめ防止基本方針

ここに定める岐阜県立本巣松陽高等学校いじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行の「いじめ防止対策推進法」第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### 第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法】

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態への対処を行う。その際、具体的ないじめの態様を明確に把握し、学校として毅然とした対応を常に心がける。

## 2 学校におけるいじめの未然防止のための取組

### (1) いじめ防止対策推進委員会の設置

#### 【組織の構成員】

構成員は学校長、教頭、生徒指導部長、教育相談担当、人権教育担当及び臨床心理士、保護者代表、地域代表から構成することとする。

#### 【組織の運営】

- 1 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を実効的、組織的に行う。
- 2 重大事態発生時に、調査・対策のための委員会を組織する。
- 3 年 2 回のいじめ防止対策推進委員会を開催し、学校はいじめ防止の取組について、第三者からご意見・ご指摘をいただき、より安全安心な学校づくりに向けて邁進する。

### (2) 取組

#### 1 いじめの防止

学校教育活動のあらゆる場面において、教員側がいじめ防止の強い意志を持って教育実践にあたることが求められる。常に生徒の様子に気を配り、生徒一人ひとりの微妙なサインを見落とさないようにすることが必要である。生徒への意識的な声かけを行い、「迷惑・いじめ調査」の結果を教職員間で共有し、組織的な対応でいじめの種子を早めに摘み取るようにする。また、いじめ防止対策に関する行事等を積極的に年間計画に位置づけていくこととする。

#### 2 早期発見

生徒の表情・学校生活の様子等、教職員は生徒に対するアンテナを高く張り巡らすことが肝要である。生徒からの直接的ないじめの申し出や、「迷惑・いじめ調査」への生徒による被害報告等を通して表面化した事案への、その後の速やかで遺漏なき対応を行い、いじめ根絶を図る。

#### 3 いじめ問題発生時の対処（重大事態発生を未然防止するために）

被害生徒、加害生徒双方より、具体的な事実関係を明確にするために事情を聴取する。そして、被害生徒の安全を確保することに重点を置き、並びに加害生徒への指導方針を決定していく。その場合、県教委、教職員間、保護者と連携するなど、組織的に対応する。その際、生徒の人格的成長に主眼を置くこととする。

#### 4 重大事態発生時の対応

県教委（地域担当生徒指導主事含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署（北方警察署）に通報し、適切な援助を求める。また、いじめ防止対策推進委員会に、さらに必要な第三者を加える。その際は、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

#### 5 情報等の取扱い

##### (1) 個人調査データについて

生徒の個人調査データ（心理検査、いじめ調査、迷惑調査等）は、生徒の在籍期間内は必ず保管する。

##### (2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し日々の生徒指導に積極的に利用する。

#### 6 年間計画

月	行事	取組内容
4	第1回いじめ防止職員研修 クレペリン検査 教育相談週間（二者面談）	・学校の方針と具体的対応の確認 ・生徒の内面理解 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認
5	第1回校内いじめ・迷惑調査 第2回いじめ防止職員研修	・いじめ・迷惑調査（全校） ・生徒の情報交換会
6	職員研修	・クレペリン等の有効活用について
7	第1回いじめ防止対策推進委員会 第1回県いじめ調査 三者面談	・いじめ防止の年間の取組について検討 ・第1回県いじめ調査 ・家庭生活の状況確認
8		
9	第3回いじめ防止職員研修	・夏季休業明けの生徒情報交換会
10	第2回校内いじめ・迷惑調査	・いじめ・迷惑調査（全校）
11	教育相談週間（二者面談）	・生徒の生活状況や問題意識等の確認
12	第2回県いじめ調査 三者面談	・第2回県いじめ調査 ・家庭状況の状況確認
1	第4回いじめ防止職員研修	・冬季休業明けの生徒情報交換会
2	第3回校内いじめ・迷惑調査 第2回いじめ防止対策推進委員会	・いじめ・迷惑調査（全校） ・今年度の反省と来年度に向けての方針
3	第3回県いじめ調査	・第3回県いじめ調査

平成26年4月 策定

平成27年4月 一部改訂

平成28年4月 一部改訂